

府立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針

→ Ⅲ－１－(2) 働き方改革と学校組織

「府立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」の概要

【勤務時間の上限時間】◎給特法第7条第1項の指針と同じ

① 1か月の時間外在校等時間について、45時間以内

② 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、

1か月の時間外在校等時間100時間未満、1年間の時間外在校等時間720時間以内

(連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内かつ時間外在校等時間45時間超の月は年間6カ月まで)

教職員の人事評価

→ Ⅲ－１－(2) 働き方改革と学校組織

教職員が職務上の課題を認識して主体的に職務に取り組み、評価者がその職務遂行状況を公正かつ客観的に評価することにより、教職員の育成及び資質能力の向上を図り、学校組織の活性化に資することを目的として実施している。

○ 評価の概要

「C」を一般的な評価の段階として「B」「A」の加点方式による3段階の絶対評価により行う。

評価項目	評価項目の定義
能力	職務遂行の過程で発揮された力
実績	目標の達成度合い
意欲	目標達成に対する取組姿勢を重要な観点とした職務への取組姿勢

※「意欲」は、「能力」及び「実績」共通の評価項目

○ 評価の流れ

